2　前項の場合において、同項各号に定める額のいずれもが控除調整下限額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額とする。以下この項において同じ。）より少ないときは、前項の規定にかかわらず、退職共済年金及び遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　退職共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額を超え、かつ、遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下である場合　次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　退職共済年金　控除調整下限額

ロ　遺族共済年金　前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

二　退職共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下であり、かつ、遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額を超える場合　次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　退職共済年金　前項第一号に定める額に、控除調整下限額から同項第二号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

ロ　遺族共済年金　控除調整下限額

三　退職共済年金額算定規定により算定した額及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額を超えている場合であつて、前項第一号に定める額が同項第二号に定める額を超える場合　次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　退職共済年金　控除調整下限額

ロ　遺族共済年金　前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

四　退職共済年金額算定規定により算定した額及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額を超えている場合であつて、前項第一号に定める額が同項第二号に定める額以下である場合　次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　退職共済年金　前項第一号に定める額に、控除調整下限額から同項第二号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ　遺族共済年金　控除調整下限額

3　前二項の規定により算定された遺族共済年金の支給を受ける者が法第九十三条の二第一項第二号から第五号までのいずれかに該当することにより当該遺族共済年金を受ける権利を失つたときは、当該遺族共済年金と併せて支給されていた退職共済年金の額を改定する。

4　控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）に対する前三項の規定の適用については、第一項第一号ロ中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から施行法第十一条第一項に規定する控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

5　控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対する第一項から第三項までの規定の適用については、第一項第二号ロ中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から施行法第十一条第一項に規定する控除期間等の期間の月数を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

6　前各項の規定は、退職共済年金等及び遺族共済年金（法第八十九条第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者について準用する。この場合において、第一項中「法第八十九条第一項、」とあるのは「控除前遺族共済年金支給額（法第八十九条第二項、」と、「により算定した額とのうちいずれか多い額」とあるのは「により算定した額から退職共済年金額算定規定により算定した額に法第八十九条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次項において同じ。）との合計額」と、第二項中「同項各号に定める額のいずれもが」とあるのは「同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額（同項第二号に定める額から同項第一号に定める額に法第八十九条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）との合計額が」と、同項第一号中「遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下である」とあるのは「控除前遺族共済年金支給額が零となる」と、同項第二号中「遺族共済年金額算定規定により算定した額」とあるのは「退職共済年金額算定規定により算定した額と控除前遺族共済年金支給額との合計額」と、同号イ中「同項第二号に定める額」とあるのは「同号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額」と、同号ロ中「控除調整下限額」とあるのは「前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額」と、同項第三号中「及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金支給額が零」と、「前項第一号に定める額が同項第二号に定める額を超える」とあるのは「控除後遺族共済年金支給額が零となる」と、同項第四号中「及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金支給額が零」と、「前項第一号に定める額が同項第二号に定める額以下である」とあるのは「控除後遺族共済年金支給額が零を超える」と、同号イ中「同項第二号に定める額」とあるのは「同号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額」と、同号ロ中「控除調整下限額」とあるのは「前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額」と読み替えるものとする。

7　退職共済年金及び地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金の受給権者（同法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する退職共済年金の額は、同法の規定による遺族共済年金とみなして、前各項の規定を適用した場合に算定される額とする。

8　地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金及び遺族共済年金の受給権者（法第九十一条の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する遺族共済年金の額は、地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金を退職共済年金とみなして、第一項から第六項までの規定を適用した場合に算定される額とする。

9　法第七十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金について第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における退職共済年金の額の算定その他の前各項の規定の適用について必要な事項は、財務省令で定める。

（昭和六十年改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例）

第十二条の二十二　昭和六十年改正法附則第十一条第五項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金又は昭和六十年地方の改正法附則第十条第五項の規定により旧地方公務員等共済組合法の規定による退職年金とみなされた地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金の受給権